

平成30年5月7日

お買い上げいただいたお客様へ

東三河食糧株式会社

商品名「女神のほほえみ」の表示についてご説明します

まず、商品名「女神のほほえみ」は、品種名「豊橋1号」で品種登録をいたしました。  
(品種名は「コシヒカリ」や「ゆめぴりか」と同じ扱いのものです)

「複数原料米」の表示をしている理由ですが、  
銘柄名を表示するには、品種登録と各県での選択銘柄への選定が必要であり、こちらの2点の手続きが29年産では間に合わなかったため、JAS法※の表示基準に基づき「複数原料米 国内産 10割」と表示をいたしました。  
(農産物検査法に基づいた、各都道府県ごとに選定された産地品種銘柄しか表示することができないので、例としまして愛知県で選定されていないゆめぴりかを愛知県で作った場合の表示も「複数原料米 国内産 10割」になります。)  
なお、今年品種登録と愛知県への選択銘柄への選定がなされたので、30年産からは「単一原料米 愛知県 豊橋1号 30年産」と表示できるようになります。  
非常に解りづらい表示であったかと思いますが、決して他の品種のお米を混ぜているわけではございませんのでご理解のほどよろしく申し上げます。

別データにて、品種登録証と農産物検査法での各道府県別産地品種銘柄を表示したものを提示いたします。なお、産地品種銘柄につきましては、「愛知県」「豊橋1号」がわかりやすいように一部加工いたしました。

※JAS法（日本農林規格（JAS規格（ジャスキかく））の制定、保護の仕組みや認定機関・飲食料品以外の農林物資の品質表示などについて定める日本の法律）

以上